

第20回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成28年12月1日(木)
午後4時37分から午後5時56分まで
- 2 会 場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 (委員) 向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
(事務局) 大木事務局長ほか
- 4 傍聴者 (議員) 岩崎議員、佐々木(友)議員
(一般傍聴者) なし
(報道関係) なし

5 協議事項及び協議結果

(1) 議会基本条例の検討について

前回の協議で、たたき台案の修正意見で「複数の会派が賛成しているもの」について、今後の協議の対象とし、各会派が歩み寄りができるか持ち帰り、議論して行くこととなっていた。その報告後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 全ての修正を不要とする意見は変わらない。基本的に、全会派の意見の一致が見られないものは、盛り込まないということをお願いしたい。
- ・ 自民党の修正意見である人事権の強化と予算の確保を切り離し、予算の確保についてだけ残すということとはできないか。
- ・ 前回から意見の変更はない。なお、人事権の強化と予算の確保を分けるというのであれば、予算の確保については持ち帰りたい。
- ・ 他会派の修正意見については、全て賛成の立場をとってきている。修正意見により、前向きに少しでも改善できればよい。

その結果、自民党の修正意見である予算の確保について、条例案に盛り込むか否か、会派に持ち帰り議論して行くこととなった。その他の修正意見について、全会派一致がみられない事項は、条例に盛り込まないという合意事項に従い、協議を終了することとなった。

条例案に関する市民からの意見募集について、事務局から過去の実施例などの説明後、意見交換を行った。その結果、意見募集については、次回、委員長から今回の意見を踏まえ改めて案を示し、実施するか否か協議することとなった。

また、議会改革協議会の本来の協議事項として、条例案に盛り込むか否かとは別に結論を出す必要のある「反問権」と「議員間討議」については、次回協議することとなった。

(2) 予算・決算審査特別委員会 5 分科会審査の検証と評価について

委員長から「財政局の先行審査は、実施しないこととするが、分科会の同時開催・分散開催については、賛成会派の議員数の上では同時開催と言わざるを得ないが、各会派の意見が拮抗しており、正副委員長でも意見の一致が得られない。そこで、改めて歩み寄りができないか」との発言があり、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 財政局の先行審査は、必要とは言わない。現状、分科会の中継がない中では、市民が傍聴できる機会が多い分散開催にしていきたい。
しかしながら、最終的には委員長案が示されれば、それに従う。
- ・ 財政局の先行審査が実施されないのであれば、せめて市民傍聴や少数会派の委員外議員の発言の保障を考えると分散開催をお願いしたい。
しかしながら、最終的には、委員長案が示されれば、それに従う。
- ・ 基本的には、同時開催が望ましいが、歩み寄りを全くしないわけではない。
ただ、分散開催にしたメリットが、本当にあるのかは疑問である。
最終的には、委員長案が示されれば、それに従う。
- ・ 市民に影響のある予算を早く決めなくてはいけないことを考えると、会期を無駄に延ばすことのないよう、同時開催にすべきだ。
しかしながら、最終的には委員長案が示されれば、それに従う。

これらの意見により、委員長に一任となり、次回、委員長案を提示することとなった。

(3) 次回の開催日程について

第 21 回協議会は、平成 28 年 12 月 9 日（金）午前 10 時から開催することとなった。